

平成 29 年度 中央市民センター運営方針

「誇りある まちづくりを 人づくりから」

福岡市では、一人ひとりが互いに人権を尊重し、国籍や年齢、性別や障がいの有無などにかかわらず、多様性を認め合うとともに、多くの市民が身近な地域の課題やまちづくりに主体的に関わり、知識や経験を生かして、社会の担い手、支え手として意欲的に社会参加し、活動することをまちづくりの目標に掲げています。

そうした中、すべての人々に等しく社会参加の道が開かれるためには、市民一人ひとりが人権感覚豊かな資質を備え、お互いの個性や違いを理解し合い支え合うことが必要となります。

また、少子・高齢化、情報化など社会構造の変化や価値観の多様化が進む中、地域課題を解決するためには、より多くの市民の参加による多様な活動を促進していくことが大切であり、そのためには様々な分野の学習を通じて、人材の育成や人材の発掘を図ることが必要です。

これらを踏まえて、中央市民センターでは、人権尊重に関する事業を推進するとともに、地域課題の解決、社会参加や人材育成のための事業などを行います。

これらを通して、人々が人権を重んじ、互いに思いやり、豊かな「まちづくり」に自ら参画する、誇りある福岡市の実現を目指します。

1 人権尊重のまちづくりの推進

「福岡市人権教育・啓発基本計画」等に基づき、あらゆる人権問題の解決を目指す事業を推進します。また、公民館をはじめとする関係機関と連携を図り、地域における人権教育活動に対する支援を行います。

- 人権啓発事業 中央区人権を考えるつどいなど
- 公民館支援事業 公民館人権教育研修会
- 人尊協支援事業 中央区人権尊重推進協議会活動交流会など
- PTA支援事業 単位PTA人権教育研修支援など

2 生涯学習の充実・推進

中央区の生涯学習拠点として、住民の学習ニーズに応え、地域の実情に応じた多様な学習機会の提供を行うことを目指して、住民の自主的な生涯学習活動の場を提供したり、効果的な講座などの事業を実施します。

また、ボランティア団体等との共働により、人材育成や学習した成果を地域に還元することを通じて、支えあいのまちづくりを目指します。

3 施設の管理運営の充実

中央市民センターの管理運営については、指定管理者制度を導入しており、適正な進行管理や評価を行うとともに、市と指定管理者が連携を密にして、市民が気軽に利用できる安心と安全に配慮した施設となるよう努めます。

また、市民センターの設置目的に応じた市民サービスができるよう人権尊重や生涯学習推進の視点に立った指定管理者となるよう資質向上に努めます。